別表第２

違反者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（四輪運転者用）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			110分
1　道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○　宮崎県の実情に応じて交通障害（事故、渋滞、公害、生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。	
2　交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状		○　単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○　交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。	
3　運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任		○　教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道徳の向上を図る。	
4　安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○　自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○　交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○　宮崎県における交通事故の典型的(多発)パターンの中から、その原因となった危険行為５～７種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。	
5　安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 ア　視覚の特性 イ　過労等の影響 (4) 飲酒運転の危険性		○　ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用する。 ○　速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。	
6　道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア　座席ベルトの着用 イ　運転操作 ウ　進路変更 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の進行 (8) 駐車と停車 (9) 危険な場所などでの通行 ア　夜間、トンネル イ　カーブ ウ　悪天候等 (10) 高速道路の通行 ア　高速走行の危険性 イ　高速道路への出入り ウ　高速走行の方法 (11)二輪車に対する注意 ア　二輪車の特性 イ　二輪車事故の特徴 (12)事故と故障時の措置		○　この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○　ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用する。 ○　日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。 ○　座席ベルトの着用については、着用の効果等を具体的事例に基づいて説明する。 ○　四輪車対二輪車の事故の具体的事例を用いて、四輪車の側で注意すべき事項を理解させる。	
7　事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○　身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。	30分
8　運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による検査と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○　所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。	40分

○　社会参加活動を含む講習

9　社会参加活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動	活動内容に応じて必要な資器材を用いて行うこと。		150分
	考　　査		○　講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講　習　時　間　合　計				360分

備考　1　休憩時間は、講習時間以外に適宜設けること。
　　2　「運転適性検査器材の使用による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略することができる。

○　社会参加活動を含まない講習

9　運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○　実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○　運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について擬似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○　事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。	120分
10　面接指導		個別的指導（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○　本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○　その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30分
	考　　査		○　講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講　習　時　間　合　計				360分

備考　1　休憩時間は、講習時間以外に適宜設けること。
　　2　「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。

別表第３

違反者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（二輪運転者用）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			110分
1　道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○　宮崎県の実情に応じて交通障害（事故、騒音、暴走行為、生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。	
2　交通事故の実態	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例 (4) 交通事故の惨状		○　単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○　交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。	
3　運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任		○　教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道徳の向上を図る。 ○　運転免許制度の意義を説明し、運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ○　刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。	
4　安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○　自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○　交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○　宮崎県における二輪車事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為５～７種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。	
5　安全運転の基礎知識	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車と物理の法則 (5) 人間の感覚と判断能力 (6) 飲酒運転の危険性		○　乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣づけを図る。 ○　ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用する。	
6　道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア　ドライビング・スペースとポジション イ　防衛運転 (3) 歩行者の保護 (4) 速度と車間距離 (5) 追越し (6) 交差点通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止		○　二輪車事故の特徴との関連で特に防衛運転に徹する必要を強調する。 ○　この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○　ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用する。 ○　日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。	
7　事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○　身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。	30分
8　運転適性についての診断と指導①	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○　所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。	40分

○　社会参加活動を含む講習

9　社会参加活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動	活動内容に応じて必要な資器材を用いて行うこと。		150分
	考　　査		○　講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講　習　時　間　合　計				360分

備考　1　休憩時間は、講習時間以外に適宜設けること。
　　2　「運転適性検査器材の使用による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略することができる。

○　社会参加活動を含まない講習

9　運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 ア　日常点検 イ　乗車姿勢 ウ　基本走行 (ｱ)　発進要領 (ｲ)　低速走行及び通常走行 (ｳ)　停止要領 エ　応用走行 (ｱ)　制動訓練 (ｲ)　コーナーリング訓練 (ｳ)　スラローム走行等の訓練 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 個別的指導(適宜、ディスカッション方式をとる。) 教本､自動二輪車、原動機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○　実車を運転させ、講習指導員が追尾するなどして運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○　実習に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、手袋、プロテクター、衣服及び履物等乗車に適した準備をさせる。 ○　時速30キロメートル程度で走行させ、正しい基本走行を習得させる。 ○　運転技能を診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した車種の選び方についても指導する。 ○　運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について擬似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○　事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。	120分
10　面接指導		個別的指導（適宜、ディスカッション方式をとる。）	○　本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○　その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30分
	考　　査		○　講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して、安全運転の動機付けをする。	30分
講　習　時　間　合　計				360分

備考　1　休憩時間は、講習時間以外に適宜設けること。
　　2　「運転適性検査器材の使用による診断と指導」又は「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」又は「面接指導」を省略し、「運転適性検査器材の使用による診断と指導」及び「運転シミュレーター操作による診断と指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。